委託契約条項

（総則）

第１条　発注者及び受注者は，この業務委託契約条項（契約書を含む。以下同じ。以下「契約条項」という。）に基づき，設計図書（別冊の設計書，図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い，日本国の法令を遵守し，この契約（この契約条項及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は，契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了するものとし，発注者は，その業務委託料を支払うものとする。

３　受注者は，この契約条項若しくは設計図書に特別の定めがある場合を除き，業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

４　受注者は，この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

５　受注者は，この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び新潟市個人情報保護条例（平成１３年新潟市条例第４号）を遵守し，個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱うものとし，別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は，日本語とする。

７　この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は，日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は，設計図書に特別の定めがある場合を除き，計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

９　この契約条項及び設計図書における期間の定めについては，民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は，日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟の提起又は調停（第４４条の規定により，発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては，発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12　受注者が共同企業体を結成している場合においては，発注者は，この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし，発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は，当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし，また，受注者は，発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この契約条項に定める指示，催告，請求，通知，報告，申出，承諾，質問，回答及び解除（以下「指示等」という。）は，書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず，緊急やむを得ない事情がある場合には，発注者及び受注者は，前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において，発注者及び受注者は，既に行った指示等を書面に記載し，７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は，この契約条項の他の条項の規定により協議を行うときは，当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（着手届及び業務工程表の提出）

第３条　受注者は，この契約締結後５日以内に設計図書に基づいて着手届及び業務工程表を作成し，発注者に提出しなければならない。ただし，やむを得ない理由により発注者の承認を受けた場合は，この限りでない。

２　発注者は，必要があると認めるときは，前項の業務工程表を受理した日から7 日以内に，受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この契約条項の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において，発注者は，必要があると認めるときは，受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において，第１項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて，前２項の規定を準用する。

４　業務工程表は，発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条　受注者は，この契約の締結と同時に，次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし，第５号の場合においては，履行保証保険契約の締結後，直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（１） 契約保証金の納付

（２） 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（３） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行，発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

（４） この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（５） この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額，保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は，業務委託料の１０分の１以上としなければならない。

３　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は，当該保証は第４１条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

４　第１項の規定により，受注者が同項第２号又は第３号に掲げるいずれかの保証を付したときは，当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし，同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは，契約保証金の納付を免除する。

５　業務委託料の変更があった場合には，保証の額が変更後の業務委託料の１０分の１に達するまで，発注者は，保証の額の増額を請求することができ，受注者は，保証の額の減額を請求することができる。

６　第１項の規定にかかわらず，発注者は，受注者が新潟市契約規則（昭和５９年新潟市規則第２４号）第３４条第３号及び第５号のいずれかに該当するものであるときは，第１項各号に掲げる契約の保証を免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第５条　受注者は，この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。ただし，あらかじめ，発注者の承諾を得た場合は，この限りではない。

２　受注者は，成果品（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し，貸与し，又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし，あらかじめ，発注者の承諾を得た場合は，この限りでない。

３　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは，発注者は，特段の理由がある場合を除き，受注者の業務委託料債権の譲渡について，第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は，前項の規定により，第１項ただし書の承諾を受けた場合は，業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず，またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（法令の遵守）

第６条　発注者及び受注者は、「低濃度ＰＣＢ廃棄物」の無害化処理業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、道路交通法及びその他日本国における関係法令等を遵守するものとする。

（受注者の事業範囲及び許可証の添付）

第７条　受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証又は認定証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

[処分に関する事業範囲]

〔特別管理産業廃棄物〕

|  |  |
| --- | --- |
| 許可都道府県・政令市：  ※１ |  |
| 許可の有効期限： |  |
| 事業区分： |  |
| 特別管理産業廃棄物の種類：  ※２ |  |
| 許可の条件： |  |
| 許可番号： |  |

※１　処分業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）

　　第15条の４の４の第１項の規定に基づく大臣認定を受けている場合は「環境大臣」と

　　記入する。

※２　処分業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）

　　第15条の４の４の第１項の規定に基づく大臣認定を受けている場合は「処理を行う廃棄物の種類」と読み替える。

（適正処理に必要な情報の提供）

第８条　発注者は、特別管理産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供する。

２　発注者は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する特別管理産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

（発注者と受注者の責任範囲）

第９条　受注者は、発注者から委託された特別管理産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

２　受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し発注者に負担させない。

３　受注者が第１項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した特別管理産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。

４　第１項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した特別管理産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

５　業務の履行に関して第三者からの苦情、訴え等については全て受注者の責任において解決することとする。

（再委託の禁止）

第１０条　受注者は、発注者から委託された特別管理産業廃棄物の処分業務を第三者に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

２　受注者は、前項ただし書に基づき再委託を行うときは、再委託先の名称及び再委託する業務の内容を書面により発注者に通知するものとする。

３　受注者は、第1項ただし書に基づき再委託を行う場合は、再委託先をしてこの契約に定める受注者の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は受注者の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

（義務の譲渡等）

第１１条　受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（反社会的勢力の排除）

第１２条　発注者及び受注者はそれぞれ相手方に対し、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一つにでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

（２）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

（３）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

（４）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

（５）その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　発注者及び受注者はそれぞれ相手方に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号の１つにでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計又は威力を用いて発注者の信用を毀損し、又は発注者の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３　発注者及び受注者（以下、本項おいて「解除者」という。）が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除者は何れを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

（履行報告）

第１３条　受注者は，設計図書に定めるところにより，この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（条件変更等）

第１４条　受注者は，業務を行うに当たり，次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは，その旨を直ちに発注者に通知し，その確認を請求しなければならない。

（１） 図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

（２） 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

（３） 設計図書の表示が明確でないこと。

（４） 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。

（５） 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　発注者は，前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは，受注者の立会いの下，直ちに調査を行わなければならない。ただし，受注者が立会いに応じない場合には，受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は，受注者の意見を聴いて，調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは，当該指示を含む。）を取りまとめ，調査の終了後14 日以内に，その結果を受注者に通知しなければならない。ただし，その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは，あらかじめ，受注者の意見を聴いた上，当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果により第1 項各号に掲げる事実が確認された場合において，必要があると認められるときは，発注者は，設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において，発注者は，必要があると認めるときは，履行期間若しくは業務委託料を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは，必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第１５条　発注者は，必要があると認めるときは，設計図書又は業務に関する指示（以下本条及び第１６条において，「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して，設計図書等を変更することができる。この場合において，発注者は，必要があると認めるときは，履行期間若しくは業務委託料を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは，必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第１６条　受注者は，設計図書等について，技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し，又は発案したときは，発注者に対して，当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

２　発注者は，前項に規定する受注者の提案を受けた場合において，必要があると認めるときは，設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

３　発注者は，前項の規定により設計図書等が変更された場合において，必要があると認められるときは，履行期間若しくは業務委託料を変更しなければならない。

（適正な履行期間の設定）

第１7条　発注者は，履行期間の延長又は短縮を行うときは，この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう，やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第１８条　受注者は，その責に帰することのできない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは，その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

２　発注者は，前項の規定による請求があった場合において，必要があると認められるときは，履行期間を延長しなければならない。発注者は，その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては，業務委託料について必要と認められる変更を行い，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第１９条　発注者は，特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは，履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は，前項の場合において，必要があると認められるときは，業務委託料を変更し，

又は受注者に損害を及ぼしたときは，必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第２０条　履行期間の変更については，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知するものとする。ただし，発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第１８条の場合にあっては，発注者が履行期間変更の請求を受けた日，前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第２１条　業務委託料の変更については，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知するものとする。ただし，発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

３　この契約条項の規定により，発注者が費用を負担し，又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については，発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第２２条　受注者は，災害防止等のため必要があると認めるときは，臨機の措置をとらなければならない。この場合において，必要があると認めるときは，受注者は，あらかじめ，発注者の意見を聴かなければならない。ただし，緊急やむを得ない事情があるときは，この限りでない。

２　前項の場合において，受注者は，そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

３　発注者は，災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは，受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において，当該措置に要した費用のうち，受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については，発注者がこれを負担する。

（一般的損害）

第２３条　成果品の引渡し前に，成果品に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第１項から第３項まで又は第２５条第１項に規定する損害を除く。）については，受注者がその費用を負担する。ただし，その損害（設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては，発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第２４条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第３項に規定する損害を除く。）について，当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは，受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず，同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち，発注者の指示，貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては，発注者がその賠償を負担する。ただし，受注者が，発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは，この限りでない。

３　業務を行うにつき通常避けることのできない騒音，振動，地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）について，当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは，発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし，業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては，受注者が負担する。

４　前３項の場合その他業務を行うについて，第三者との間に紛争を生じた場合においては，発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第２５条　成果品の引渡し前に，天災等（設計図書で基準を定めたものについては，当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により，試験等に供される業務の出来形部分（以下本条及び第４０条において「業務の出来形部分」という。），仮設物又は作業現場に搬入済の調査機械器具に損害が生じたときは，受注者は，その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は，前項の規定による通知を受けたときは，直ちに調査を行い，前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し，その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は，前項の規定により損害の状況が確認されたときは，損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は，前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは，当該損害の額（業務の出来形部分，仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち，業務委託料の100 分の1 を超える額を負担しなければならない。

５　前項に規定する損害の額は，次の各号に掲げる損害につき，それぞれ当該各号に定めるところにより，算定する。

（１）業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし，残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（２）仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて，当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果品に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし，修繕によりその機能を回復することができ，かつ，修繕費の額が上記の額より少額であるものについては，その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については，第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と，「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と，「業務委託料の１００分の１を超える額」とあるのは「業務委託料の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）

第２６条　発注者は，第１４条から第１６条まで，第１８条，第１９条、第２２条，第２３条、前条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において，特別の理由があるときは，業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において，設計図書の変更内容は，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知しなければならない。ただし，発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

（業務の一時停止）

第２７条　受注者は、発注者から委託された特別管理産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、直ちに発注者に当該事由の内容及び発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

２　発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

（検査及び引渡し）

第２８条　受注者は，業務を完了したときは，その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は，前項の規定による通知を受けたときは，通知を受けた日から１０日以内に受注者の立会いの下，設計図書に定めるところにより，業務の完了を確認するための検査を完了し，当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。ただし，発注者又は検査職員が必要ないと認めるときは，受注者の立会いを要しないものとする。

３　発注者は，前項の検査によって業務の完了を確認した後，受注者が成果品の引渡しを申し出たときは，直ちに当該成果品の引渡しを受けなければならない。

４　発注者は，受注者が前項の申出を行わないときは，当該成果品の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において，受注者は，当該請求に直ちに応じなければならない。

５　受注者は，業務が第２項の検査に合格しないときは，発注者の指定する期間内に，自己の負担で直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては，修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

（業務委託料の支払）

第２９条　受注者は，前条第２項（前条第５項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは，業務委託料の支払を請求することができる。

２　発注者は，前項の規定による請求があったときは，請求を受けた日から３０日以内に業務委託料を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは，その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は，前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において，その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは，約定期間は，遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（内容の変更）

第３０条　発注者又は受注者は、第８条第２項、第２６条に該当する場合、又は必要により委託業務の内容を変更することができる。この場合、発注者と受注者とが協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

（機密保持）

第３１条　発注者及び受注者は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

（発注者の任意解除権）

第３２条　発注者は業務が完了するまでの間は，次条又は第３４条の規定によるほか，必要があるときは，この契約を解除することができる。

２　発注者は，前項の規定によりこの契約を解除した場合において，受注者に損害を及ぼしたときは，その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は，発注者と受注者とが協議して定める。

（発注者の催告による解除権）

第３３条　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし，その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし，その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは，この限りでない。

（１） 第５条第４項に規定する書類を提出せず，又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき

（２） 正当な理由なく，業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（３） 履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと認められるとき。

（４） 前各号に掲げる場合のほか，この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第３４条　発注者は，受注者が次の各号いずれかに該当するときは，直ちにこの契約を解除できる。

（１） 第５条第１項の規定に違反し，業務委託料債権を譲渡したとき。

（２） 第５条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

（３） この契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。

（４） 受注者がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（５） 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において，残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（６） 契約の成果品の性質や当事者の意思表示により，特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において，受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（７） 前各号に掲げる場合のほか，受注者がその債務の履行をせず，発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（８） 受注者がこの契約に関して次のいずれかに該当するとき。

ア　公正取引委員会が，受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令若しくは独占禁止法第６２条第１項に規定する納付命令が確定したとき。（独占禁止法第７７条の規定により，この処分の取消しの訴えが提訴されたときを除く。）

イ　受注者が，公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った処分に対し，独占禁止法第７７条の規定による処分取消しの訴えを提起し，その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

ウ　受注者（受注者が法人である場合にあっては，その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法１９８条の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第３５条　第３３条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは，発注者は，前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第３６条　受注者は，発注者がこの契約に違反したときは，相当の期間を定めてその履行の催告をし，その期間内に履行がないときは，この契約を解除することができる。ただし，その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは，この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第３７条　受注者は，第１５条の規定により発注者が設計図書を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したときは，直ちにこの契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第３８条　第３６条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは，受注者は，前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第３９条　この契約が解除された場合には，第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

２　発注者は，前項の規定にかかわらず，この契約が業務の完了前に解除された場合において，既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは，既履行部分を検査の上，当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において，発注者は，当該引渡しを受けた既履行部分に相当する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

３　前項に規定する既履行部分委託料は，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第４０条　受注者は，この契約が業務の完了前に解除された場合において，貸与品等があるときは，当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において，当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは代品を納め，若しくは原状に復して返還し，又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

２　受注者は，この契約が業務の完了前に解除された場合において，作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分，調査機械器具，仮設物その他の物件があるときは，受注者は，当該物件を撤去するとともに，作業現場を修復し，取片付けて，発注者に明け渡さなければならない。

３　前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は，次の各号に掲げる撤去費用等につき，それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

（１） 業務の出来形部分に関する撤去費用等

この契約の解除が第３３条、第３４条又は次条第３項によるときは受注者が負担し第３２条，第３６条又は第３６条によるときは発注者が負担する。

（２） 調査機械器具，仮設物その他の物件に関する撤去費用等

受注者が負担する。

４　第２項の場合において，受注者が正当な理由なく，相当の期間内に当該物件を撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは，発注者は，受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては，受注者は，発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し立てることができず，また，発注者が支出した撤去費用（前項第１号の規定により，発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

５　第１項前段に規定する受注者の取るべき措置の期限，方法等については，この契約の解除が第３３条、第３４条又は次条第３項によるときは発注者が定め，第３２条，第３６条又は第３７条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし，第１項後段及び第２項に規定する受注者のとるべき措置の期限，方法等については，発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

６　業務の完了後にこの契約が解除された場合は，解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

７　発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

（１）受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ　受注者は、解除された後も、その低濃度ＰＣＢ廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている低濃度ＰＣＢ廃棄物についての処理の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上で、低濃度ＰＣＢ廃棄物の無害化処理の環境大臣認定を有する他の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ　受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する委託手数料を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ　上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の処理を行わせるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求することができるものとする。

（２）発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の低濃度ＰＣＢ廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

（発注者の損害賠償請求等）

第４１条　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（１） 履行期間内に業務を完了することができないとき。

（２） この契約の成果品に契約不適合があるとき。

（３） 第３３条又は第３４条の規定により，成果品の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

（４） 前３号に掲げる場合のほか，債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは，前項の損害賠償に代えて，受注者は，請負代金の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１） 第３３条又は第３４条の規定により成果品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

（２） 成果品の引渡し前に受注者がその債務の履行を拒否し，又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は，前項第２号に該当する場合とみなす。

（１） 受注者について破産手続開始の決定があった場合において，破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２） 受注者について更生手続開始の決定があった場合において，会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３） 受注者について再生手続開始の決定があった場合において，民事再生法（平成１１年法律２２５号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは，第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し，発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は，業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき，遅延日数に応じ，法定率で計算した額とする。

６　第２項の場合（第３４条第８号の規定により，この契約を解除された場合を除く。）において，第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは，発注者は，当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第４２条　受注者は，発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし，当該各号に定める場合がこの契約及び社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは，この限りでない。

（１） 第３６条又は第３７条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（２） 前号に掲げる場合のほか，債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき

２　第２９条第２項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては，受注者は，未受領の金額につき，遅延日数に応じ法定率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（保険）

第４３条　受注者は，設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは，当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（紛争の解決）

第４４条　この契約条項の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には，発注者及び受注者は，協議の上調停人1人を選任し，当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において，紛争の処理に要する費用については，発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き，調停人の選任に係るものは発注者と受注者とで折半し，その他のものは発注者と受注者がそれぞれ負担する。

２　前項の規定にかかわらず，発注者又は受注者は，必要があると認めるときは，同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和２６年法律第２２２号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(契約外の条項)

第４５条　この契約条項に定めのない事項については，関係法令の定めるところによるものとし，その他必要な事項については，そのつど発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　受注者は，個人情報（個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し，この契約による業務を実施するにあたっては，新潟市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し，個人の権利利益を侵害することのないよう，個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　受注者は，この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し，又は解除された後においても，同様とする。

（収集の制限）

第３条　受注者は，この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは，その業務の目的を達成するために必要な範囲内で，適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第４条　受注者は，この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい，滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第５条　受注者は，発注者の指示がある場合を除き，この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し,又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６条　受注者は，この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し，又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第７条　受注者は，この契約による業務を行うための個人情報の処理は，自ら行うものとし，発注者が承諾した場合を除き，第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第８条　受注者は，この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され，又は，受注者自らが収集し，若しくは作成した個人情報が記録された資料等は，業務完了後直ちに発注者に返還し，又は引き渡すものとする。ただし，発注者が別に指示したときは，その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第９条　受注者は，この契約による業務に従事している者に対して，在職中及び退職後において，その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと，又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど，個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（実地調査）

第10条　発注者は，必要があると認めるときは，受注者がこの契約による業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

（事故報告）

第11条　受注者は，この契約に違反する事態が生じ，又は生ずるおそれのあることを知ったときは，速やかに発注者に報告し，発注者の指示に従うものとする。

（指示）

第12条　発注者は，受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について，その取扱いが不適当と認められるときは，受注者に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除及び損害賠償）

第13 条　発注者は，受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは，契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。